

保険法の施行および「契約内容変更特約」の付加に関するお知らせ

▶平成 22 年 4 月 1 日より保険法が施行されます。

保険法は、平成 20 年 6 月 6 日に公布され、平成 22 年 4 月 1 日に施行されることとなっています。

保険法とは、保険契約に関する基本的なルールを定めた法律で、「ご契約者などの保護」の観点から、現行の商法に定められた保険契約に関するルールを約 100 年ぶりに見直し、商法から独立した新しい法律として制定されたものです。

商法からの主な改定点は次のとおりです。

- 保険契約者、被保険者および保険金等の受取人を保護する観点からの規定の整備
 - 保険金や給付金等の支払時期（保険給付の履行期）に関する規定の新設
 - 告知義務に関する規定の整備
 - 差押債権者等の契約当事者以外の者が保険契約を解約しようとした場合の保険契約の存続に関する規定の新設
- 保険金等の受取人の変更に関する規定の整備
 - 遺言による保険金等の受取人の変更に関する規定の新設等
- モラルリスクの防止のための規定の新設
 - 重大事由（詐欺等）があった場合に保険会社が契約を解除できる旨の規定の新設
- 傷害疾病定額保険契約（医療保険等の保険商品が該当）に関する規定の新設

▶ 保険法が適用される保険契約の範囲について

◆保険法は、平成 22 年 4 月 1 日より施行されますが、弊社では契約日が平成 22 年 3 月 2 日以降となる新たな保険契約* に対して、平成 22 年 3 月 2 日より、保険法を適用したお取扱いをさせていただきます。

*平成 22 年 3 月 2 日以降に更新または復活される保険契約（特約を含みます。）および中途付加される給付のある特約に対しても、保険法を適用したお取扱いになります。平成 22 年 3 月 2 日以降にご契約の更新もしくは復活または給付のある特約の中途付加をご予定されているお客さまにつきましては、3 ページの「ご契約の更新もしくは復活または給付のある特約の中途付加をされる場合のお取扱いについて」をご参照ください。

◆契約日が平成 22 年 3 月 1 日以前となる保険契約についても、次の「保険給付の履行期」等、一部の事項につきましては、保険法に基づき遡及して適用されるものがあります。

1 保険給付の履行期（保険法第 52 条・第 81 条）

保険金等のお支払いにあたって、ご提出いただいた書類のみではお支払事由の有無等の判断ができない場合、医療機関等への確認や照会を行うことがあります。保険金等のお支払い時期（保険給付の履行期）については、従来の約款では、これらの確認等が終了するまで保険金等のお支払い時期を延長することとしていました。

保険金等のお支払い時期に関する規定が保険法に新設されたことを受けて、確認等が必要な場合のお支払い時期を約款に具体的に決めました。

2 重大事由による解除（保険法第 57 条・第 86 条）

保険契約者、被保険者や保険金等の受取人が故意に保険事故を起こしたり、保険事故を装って不正に保険金等を請求したりする等、保険会社との間の信頼関係が損なわれる重大事由が生じた場合に、保険会社が保険契約を解除することができる制度が保険法に新設されました。これは、保険制度の健全性を維持するために設けられた制度です。

3 契約当事者以外の者による解除の効力等（保険法第 60～62 条・第 89～91 条）

保険契約が差し押さえ等により、差押債権者等によって解約請求された場合に、1 ヶ月以内に一定の範囲の保険金等の受取人が所定のお手続き（解約払戻金相当額の差押債権者等へのお支払い等）を行うことにより、保険契約を存続させることができる制度（介入権）が、保険法に新設されました。

これは、保険契約が一旦解約されると、被保険者の健康状態や年齢等によっては再度ご加入いただくことが困難であったり、保険料が高額になってしまったりすることがある等の不利益を考慮し、保険金等の受取人の保護のために設けられた制度です。

※3のお取扱いは、平成 22 年 4 月 1 日以降に差押債権者等から解約の通知が当社に到達したご契約に適用します。

▶ 「契約内容変更特約」の付加について

弊社は、契約日が平成 22 年 3 月 1 日以前のご契約に対して遡及して適用される上記の 3 つの事項に対応するため、当冊子 4～7 ページの「契約内容変更特約」をお客さまのご契約に対して付加させていただきます、そのお取扱いをさせていただきます。

※詳しくは、「契約内容変更特約」にて必ずご確認ください。



当冊子は、お手元の「ご契約のしおり・約款」や「保険証券」とともに、大切に保管してください。

▶ ご契約の更新もしくは復活または給付のある特約の中途付加をされる場合のお取扱いについて

平成 22 年 3 月 2 日以降にご契約を更新もしくは復活または給付のある特約を中途付加される場合には、次のお取扱いになります。

■ ご契約（特約を含みます。）を更新される場合

平成 22 年 3 月 2 日以降にご契約が更新される場合には、更新日から保険法が適用されますので、更新後のご契約は、保険法の取扱いを反映させた新たな約款のお取扱いとなります。なお、更新の際には、保険法の取扱いを反映させた新たな約款を交付いたします。

■ ご契約を復活される場合

平成 22 年 3 月 2 日以降にご契約を復活される場合には、復活日から保険法が適用されますので、復活後のご契約は、保険法の取扱いを反映させた新たな約款のお取扱いとなります。なお、復活の際には、現在ご加入の主契約に付加させる、保険法の取扱いを反映させた新たな特約約款（「契約内容変更特約（復活用）」）を交付いたします。

■ 給付のある特約を中途付加される場合

平成 22 年 3 月 2 日以降に給付のある特約を主契約に中途付加される場合には、その中途付加される特約については、中途付加の日から保険法が適用されますので、保険法の取扱いを反映させた新たな約款のお取扱いとなります。なお、中途付加の際には、保険法の取扱いを反映させた新たな特約約款を交付いたします。

※特約を中途付加された主契約が、平成 22 年 3 月 2 日以降に更新または復活された主契約でない場合には、その主契約については、引き続き現行の商法のもとでのお取扱いになります。

■ 保険法での新たなお取扱いの主な留意点

○保険契約者、被保険者および保険金等の受取人を保護する観点からの規定の整備

- 保険金や給付金等の支払時期（保険給付の履行期）に関する規定の新設
内容につきましては、2 ページの「**1** 保険給付の履行期」をご参照ください。

• 告知義務に関する規定の整備

保険法では、保険契約者や被保険者の告知義務の内容を、保険会社が告知を求めた事項に応答する義務として定められています。また、告知義務違反があった場合には、保険会社は保険契約を解除することができますが、一定の場合には、解除が認められない旨も定められています。

- 差押債権者等の契約当事者以外の者が保険契約を解約しようとした場合の、保険契約の存続に関する規定の新設
内容につきましては、2 ページの「**2** 契約当事者以外の者による解除の効力等」をご参照ください。

○保険金等の受取人の変更に関する規定の整備

- 遺言による保険金等の受取人の変更に関する規定の新設等

保険法では、保険契約者等は保険金等の受取人を変更することができること、保険金等の受取人の変更の意思表示の相手方は保険会社であること、また、今後の高齢化社会における遺言の重要性が増すこと等を考慮して、遺言による保険金等の受取人の変更も可能である旨の規定が新たに設けられています。

○モラルリスクの防止のための規定の新設

- 重大事由（詐欺等）があった場合に保険会社が契約を解除できる旨の規定の新設
内容につきましては、2 ページの「**3** 重大事由による解除」をご参照ください。

○傷害疾病定額保険契約（医療保険等の保険商品が該当）に関する規定の新設

現代の社会経済の実態に即した契約類型を整備するため、現行の商法には規定がない傷害疾病保険契約に関する規定が新たに設けられています。

契約内容変更特約

(この特約の内容)

この特約は、契約日が平成22年3月1日以前の契約について、保険法（平成20年法律第56号）附則第4条および第5条の経過措置の規定に対応することを主な内容とするものです。

(特約の締結および効力発生時期)

第1条 この特約は、契約日が平成22年3月1日以前の保険契約（以下「契約」といいます。）の主たる契約（以下、「主契約」といいます。）に、平成22年3月2日に付加して締結します。

2. この特約の効力発生時期は、平成22年3月2日とします。

(特約を付加した場合の取扱い)

第2条 前条の規定により、この特約が主契約に付加された場合には、第3条（保険金等の請求・支払の時期および場所）ないし第5条（保険金等の受取人による契約の存続）に規定する内容については、付加された主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、この特約の定めるところにより取り扱います。

(保険金等の請求・支払の時期および場所)

第3条 主約款に規定する保険金、給付金または年金等（給付の名称の如何を問いません。以下、「保険金等」といいます。）の支払事由が生じたときは、契約者またはその保険金等の受取人は、遅滞なく会社に通知して下さい。

2. 支払事由が生じた保険金等の受取人は、遅滞なく主約款に規定する必要書類を会社に提出して保険金等を請求して下さい。
3. 保険金等は前項の請求があった場合、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本店で支払います。
4. 保険金等を支払うために確認が必要な次の各号の場合において、契約の締結時から保険金等請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず保険金等を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者に通知をします。
 - (1) 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
保険金等の支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 保険金等の支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金等の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この特約に定める重大事由または主約款に定める詐欺もしくは不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項または契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人の契約締結の目的もしくは保険金等請求の意図に関する契約の締結時から保険金等請求時までにおける事実

5. 前項の確認をするため、次の各号に定める事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、必要書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とし、会社は、保険金等を請求した者に通知をします。
- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会
60日
 - (2) 前項各号に定める事項について弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
180日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
180日
 - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
180日
 - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査
180日
6. 前2項に定める必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または保険金等の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。
7. 保険料の払込免除については、第3項ないし第6項の規定を準用します。
8. 生存を支払事由とする年金を支払う旨を定めた契約については、第3項中「必要書類が会社に到着した日」とあるのを「必要書類が会社に到着した日（主約款に特に定めのある場合は、その日とします。以下、本条において同じ。）」と読み替えます。

（重大事由による解除）

第4条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 契約者、被保険者（死亡保険金等の普通死亡による保険給付の場合は、被保険者を除きます。）または保険金等の受取人が契約の保険金等（保険料払込免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人にその契約の保険金等を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) 契約の保険金等の請求に関し、保険金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合（ただし、主約款に規定する保険金等に、入院給付金、通院給付金または障害給付金等が含まれる場合に限り、）
 - (4) 契約に付加されている特約もしくは他の契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者または保険金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除される等により、会社の契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、この特約が付加された契約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 保険金等の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってその契約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号の事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金等を支払わず、また、前項各号の事由の発生時以後に生じた保険料の払込免除事由による保険料の払込を免除しません。もし、すでに保険金等を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなします。
 3. 本条による解除は、契約者に対する通知によって行います。ただし、正当な事由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金等の受取人に通知をし、正当な事由により契約者、被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合で、指定代理請求人がいるときは、指定代理請求人に通知をします。
 4. 契約を解除した場合は、会社は、主約款の規定によって払戻金を契約者に支払います。

（保険金等の受取人による契約の存続）

第5条 契約者以外の者で契約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1ヵ月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次項の各号のすべてを満たす保険金等の受取人（生存を支払事由とする保険金等の受取人を除きます。）は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 契約者でないこと
3. 前項の通知をするときは、次の各号の必要書類を会社に提出して下さい。ただし、会社は、次の各号の提出書類の一部の省略を認め、または、次の各号の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
 - (1) 会社所定の請求書
 - (2) 契約者の印鑑証明書
 - (3) 請求する保険金等の受取人の戸籍謄本および印鑑証明書
 - (4) 支払うべき金額を支払ったことを証する書類
 - (5) 保険証券

4. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金等の支払事由が生じ、会社がその保険金等を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項に規定する金額を債権者等に支払います。(保険法(平成20年法律第56号)に定める傷害疾病定額保険契約の場合は、その保険金等の支払いを行うことにより契約が消滅する場合があります。)この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、その保険金等の受取人に支払います。
5. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、責任準備金が減少する給付(第6項の給付を除きます。)の支払事由が保険期間の途中で生じ、会社がその給付を支払うべきときは、第2項中「債権者等に支払うべき金額」とあるのを「債権者等に支払うべき金額(その給付の額を差し引いた金額)」と読み替えて適用します。
6. 主契約が愛の子供保険の場合で、第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、養育年金の支払事由が生じ、会社がその養育年金を支払うべきときは、第4項の規定にかかわらず、その養育年金の支払事由発生時の責任準備金の額の限度で、第2項に規定する金額を債権者等に支払います。この場合、その責任準備金の額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、その養育年金の受取人に支払い、契約は、その養育年金の支払事由発生時に消滅するものとします。
7. 第1項の解約の通知が会社に到達した時において、その解約の通知が会社に到達した時から1ヵ月を経過するまでの間に年金支払開始(期)日が到来することとなっている場合は、前6項の規定は適用しません。
8. 本条の規定は、平成22年4月1日以後に適用します。

(規定の準用)

- 第6条 主約款において、保険金等の請求・支払の時期および場所の規定または重大事由による解除の規定を準用または適用する旨の規定が定めてある場合、主約款の規定にかかわらず、それぞれこの特約の第3条(保険金等の請求・支払の時期および場所)または第4条(重大事由による解除)の規定を準用または適用します。
2. 第3条ないし第5条(保険金等の受取人による契約の存続)および前項の規定は、主契約において付加されている他の特約において準用します。

(特約の解約)

- 第7条 この特約のみの解約は取り扱いません。

(特約の消滅)

- 第8条 この特約が付加された主契約が更新または復活された場合、この特約は消滅します。



マスミューチュアル生命保険株式会社

〒135-0063 東京都江東区有明 3-5-7

<http://www.massmutual.co.jp>